

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
<p><b>《一般財源化について》</b></p> <p>1. 一般財源化するのであれば、道路特定財源に係る自動車関係諸税は課税根拠を失うことから直ちに廃止すべき。 新たな課税根拠を検討するのであれば、国民の負担の公平を基本に原点から議論すべき。</p> <p><b>《現行税制の改正要望》</b></p> <p>「重点要望事項」</p> <p>1. 軽油引取税の緊急凍結または抜本的軽減</p> <p>2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減</p> <p>3. 消費税と二重課税になっている自動車取得税の廃止及びガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消</p>	<p><b>《基本的考え方》</b></p> <p>平成 21 年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税などの所要の改正を行う。 道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。 ただし、納税者の理解、景気及び環境対策という観点から、自動車関係諸税の負担を時限的に免除・軽減する。(P5)</p> <p><b>《道路特定財源》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止する。(P32)</li> <li>・軽油引取税の課税免除措置については、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは 3 年間の措置としたうえ、存続する。(P32)</li> </ul> <p><b>《税制抜本改革の道筋》</b></p> <p>自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。(P9)</p> <p><b>《軽油引取税等》</b></p> <p>暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。</p> <p><b>《自動車税制》</b></p> <p>自動車重量税・自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続・保有にかかる負担を3年間免除・軽減する。(P1) 詳細(P22～25)は別紙</p> <p><b>《検討事項》</b></p> <p>消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税との併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。(P63)</p>

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果 ( )内は大綱の該当ページ
4. 東・中・西日本高速道路、首都高速、阪神高速、本州四国連絡道路等高速道路通行料金の大幅な引下げ	<p>「生活対策」(H20.10.30 政府)で大幅割引が発表され、平成 20 年度第 2 次補正予算において検討される予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日、大都市圏を除く高速道路、全時間帯に割引を導入(3割引程度)</li> <li>・土日祝日、大都市圏を除く高速道路、乗用車を対象、大幅に引き下げ(原則 1000 円、場所によっては 1500 円程度)</li> <li>・首都高速、阪神高速、休日、一定の割引を導入</li> </ul>
5. 環境税(温暖化対策税)等新たな税負担となる新税創設反対	<p>環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中で位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p>
6. 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置(相続税率の税率引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充等)の強化	<p>取引相場のない株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設(P30～31、P65～68) (後継者の相続税額のうち議決権株式の80%に対応する相続税の納税を猶予 等)</p>
7. 運輸事業振興助成交付金制度の維持拡充	<p>軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。(P33)</p>

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果 ( )内はの該当ページ
<p>「一般要望事項」</p> <p>1. ディーゼル車排ガス対策等優遇税制等の強化</p> <p>(1)自動車NOx・PM法における廃車・代替に係る特例措置(自動車取得税の非課税措置)の創設等</p> <p>(2)低燃費トラック等でポスト新長期規制適合車等に係る自動車取得税等の優遇措置の拡充</p> <p>(3)低公害車(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)及び自動車グリーン税制等に係る自動車税及び自動車取得税の軽減措置の延長・拡充</p> <p>(4)軽油混合 BDF(バイオディーゼル燃料)の非課税措置</p> <p>(5)NOx・PM 低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外</p> <p>2. 自動車関係諸税(取得、保有、燃料)の軽減</p> <p>(1)トラック用冷蔵冷凍装置の燃料に係る軽油について軽油引取税課税免除</p> <p>(2)トラックに係る自動車関係諸税(自動車重量税、自動車税、自動車取得税)の軽減、営業用トラック優遇策の拡充</p> <p>(3)被けん引車の自動車税の軽減</p> <p>3. 事業基盤強化税制</p> <p>(1)税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大</p> <p>4. 優遇措置の延長</p> <p>(1)事業基盤強化設備を取得した場合の優遇措置の延長</p> <p>(2)中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長</p> <p>(3)協同組合等の留保所得の特別控除の延長</p> <p>(4)低公害車の燃料等供給施設の特例措置の延長</p>	<p>自動車 NOx・PM 法対策地域内における廃車代替に係る自動車取得税の特例措置を廃止する。(P56)</p> <p>「重点要望事項」2. に同じ</p> <p>「重点要望事項」2. に同じ</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>「重点要望事項」2. に同じ</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>適用期限を2年延長する。(P27)</p> <p>—</p> <p>対象となる協同組合等につき次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。 ・設立10年以内の協同組合等に限定する。ただし、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものについては、引き続き適用を認める。(P46)</p> <p>対象となる充電設備の取得価額要件を300万円以上(現行2,000万円以上)に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。(P50)</p>

## 《その他》

### 《中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ》

中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を 22%から 18%に引き下げる。※中小法人:①資本金 1 億円以下②公益法人等③協同組合等④人格のない社団等 (P26)

### 《中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活》

中小企業等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。(P27)

### 《省エネ・新エネ設備等に対する即時償却等を可能とする税制の導入》

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。(P25)

## 自動車重量税及び自動車取得税の免除・軽減措置

自動車重量税	H21.4.1～H24.4.30	新車の新規検査
		期間内の初回の継続検査
自動車取得税	H21.4.1～H24.3.31	期間内に新車を取得(現行の特例に代えて実施)

免 除	
電気自動車	
天然ガス車(車両総重量 3.5t以下)	H17 排出ガス規制適合 H17 排出ガス基準値より NOxを 75%以上低減
天然ガス車(車両総重量 3.5t超)	H17 排出ガス規制適合 H17 排出ガス基準値より NOxを 10%以上低減
プラグインハイブリッド車	
ハイブリッド自動車 (バス・トラック除く)	H22 燃費基準+25%達成 H17 排ガス基準値より NOxを 75%以上低減
ハイブリッド自動車 (バス・トラック)	H27 燃費基準達成 H17 排ガス基準値より NOx又は PM を 10%以上低減
ディーゼル乗用車	H21 排ガス規制適合
75%軽減	
自動車	H17 排出ガス基準値より 75%以上低減 H22 燃費基準(D 車は H17) +25%達成
ディーゼル車のバス・トラック等 (車両総重量 3.5t超)	H27 燃費基準達成 H21 排ガス規制適合
50%軽減	
自動車	H17 排出ガス基準値より 75%以上低減 H22 燃費基準(D 車は H17) +15%達成
ディーゼル車のバス・トラック等 (車両総重量 3.5t超)	H27 燃費基準達成 H17 排ガス基準値より NOx又は PM 10%以上低減

※新車以外の自動車取得税については以下の措置を講ずる

プラグインハイブリッド自動車	税率を 2.4%軽減
電気自動車、天然ガス自動車 ハイブリッドトラック・バス	(特例措置の 3 年延長～H24.3.31) 税率を 2.7%軽減
ハイブリッド乗用車	税率を 1.6%軽減 H22 燃費基準値+25%達成 H17 排ガス基準値より 75%以上低減